

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定並びに国立大学法人筑波大学監事監査要綱第 15 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の業務に関して監査を実施したので、以下のとおり報告する。

1 監査の実施概要

(1) 監査の基本方針

- 1) 監事は、その職務を適切に遂行するため、公正不偏の態度及び独立の立場を保持するとともに、一方で、学長及び理事(以下「役員」という。)、副学長、大学執行役員、職員及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるものとする。
- 2) 監査は、法人の業務の適正かつ合理的な運営を図ることを目的として実施する。また、監査を通じて全学的かつ組織横断的な対話に注力することで、目標や課題等の共有化を促進するとともに、課題解決に向け必要な助言・提言等を行う。

(2) 監査計画の概要

- 1) 第 4 期中期目標・中期計画の達成に向けた令和 6 年度実施計画等の進捗、教育・研究の質の向上や業務の適正性・合理性・効率性・健全性の維持・向上のための施策の取り組み状況等を検証する。業務の質と効率性については、組織体制や業務プロセスに留意し、効率性を妨げる問題点等を抽出し助言・提言を行う。また、過度な内部牽制構造による業務効率の低下が発生していないかについても留意し、必要に応じて助言・提言を行うものとする。

《特に留意する点》

- ① 学長のリーダーシップのもと、大学のガバナンスが適正かつ有効に機能しているか。
 - ② 業務方法書で求められている内部統制システムの体制整備が順調に進捗し、運用されているか。
 - ③ 施策の企画立案及び業務遂行等において、「長期的戦略」、「経営意識」及び「全体最適」が十分に意識されているか。
 - ④ 監事に対し、重要事項に関する資料提出や報告等が速やかになされる体制が確保され有効に機能しているか。
- 2) 監事監査においても PDCA サイクルが機能していることが期待されている。今年度も過年度に実施した監事監査の CA 部分に焦点を置き、各部局のフォローアップを行う。フォローアップの中で、現状の問題点を抽出するとともに、全学的な観点から必要な助言・提言を行う。

3) 監査事項

- ① 中期計画、年度計画、評価等の取組状況
- ② 財務管理、人事管理、施設管理等の状況
- ③ 教育研究の質の向上に関する施策の取組状況
- ④ 内部統制全般、コンプライアンス・リスクマネジメントの取組状況
- ⑤ 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法の実効性
- ⑥ 国立大学法人法に基づく重要書類等の調査
- ⑦ 業務効率化への取組状況
- ⑧ 決算報告・財務諸表に関する監査
- ⑨ 個人情報保護管理に関する監査
- ⑩ 特定個人情報保護管理監査
- ⑪ 余裕金の運用に関する監査
- ⑫ 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等の確認
- ⑬ 公的研究費の管理・監査のガイドラインの遵守状況

(3) 監査の方法

- 1) 監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、役員、副学長、大学執行役員、監査室その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会、運営会議その他重要な会議に出席したほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- 2) 日常的な監査業務とは別に、本部業務に関しては各担当副学長及び理事、部局業務に関しては各担当部局長に対するヒアリング等を通して業務及び財産の状況を調査した。また、附属病院については、筑波大学附属病院監査委員会に出席するとともに、毎月の附属病院の財務経営に関する連絡協議会に出席し、経営状況について報告を受けるとともに、財務部と連携して経営改善のための意見交換を行った。
- 3) 国立大学法人筑波大学監事監査要綱第 8 条で定義された重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて調査した。
- 4) 法人におけるガバナンス体制や役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、監事、監査室及び会計監査人が、それぞれの視点から、法人内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにした。
- 5) 会計監査に関しては、監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、

キャッシュ・フロー計算書、損失の処分に関する書類(案)及び附属明細書)、事業報告書、決算報告書及び余裕金の運用等について検討した。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき重大な事項は認められなかった。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき重大な事項は認められなかった。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実とは認められなかった。

(4) 事業報告書

事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認められる。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められる。

(6) 監査のための調査ができなかったケース

該当なし。

(7) 後発事象

該当なし。

令和7年6月19日
国立大学法人筑波大学長
永田 恭介 殿

監事 陰山 俊治(自署)

監事 松前 江里子(自署)

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しています。